

5. バイオマス活用推進基本計画(農水省事業)の策定

概要

「バイオマス活用推進基本法」(平成21年度)に基づきバイオマスの活用の促進に関する施策についての基本的な方針、国が達成すべき目標、技術の研究開発に関する事項等について定める計画です。従来の「バイオマスニッポン総合戦略(平成18年3月改定)」においては、各地域でバイオマスタウン構想の策定が進んだものの、実際の取り組みは十分に進まなかったこと等の課題があることを踏まえつつ、本基本計画によって、これらの課題の解決を図ることになっています。

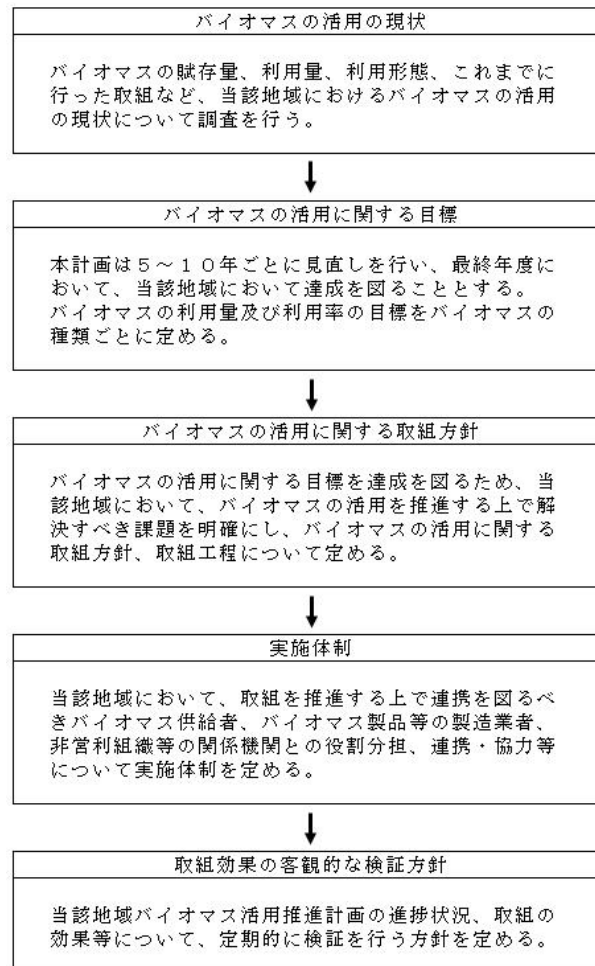
※バイオマス:再生可能な生物由来の有機性資源(化学資源を除いたもの)

業務実施のメリットや効果

- ① 農山漁村の活性化
- ② 産業の発展及び国際競争力強化
- ③ 地球温暖化防止及び循環型社会の形成

本計画の策定にあたっては、地域資源の賦存量や利用可能性を明確にすることが不可欠です。OECでは、経済性をどう担保し得るのか、地域産業との連携の中で、どうビジネスモデルを構築できるかを十分に検討し、こうした地域の経済政策、産業政策としての側面を重視した計画を策定します。

【バイオマス活用推進基本計画策定フロー図】



(出典:農林水産省「都道府県及び市町村のバイオマス活用推進計画策定の推進」)